

# 議 事 録

令和4年12月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

## 令和4年第12回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年12月5日(月)13時25分から14時15分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 欠 席	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名：6番 稲葉 和弘

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治  
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

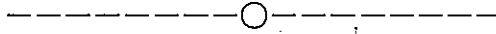
5. 議題

議案第92号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第93号	農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第94号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第95号	農地転用事業計画変更承認申請
議案第96号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第97号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第98号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第99号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第100号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第19号	農地法第3条第3の規定による届出

## 1. 開 会

○限部副会長（限部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。



## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

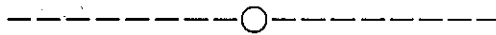
皆さんこんにちは。本日の総会は、6番稲葉和弘委員から欠席の連絡があっており、委員14名中、現在13名の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第12回総会を開会致します。



## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、11番：廣松久喜委員、12番：田中春雄委員にお願いします。



## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第92号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第92号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号170番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書1ページ記載のとおりです。

提案番号171番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査内容については、調査書 2 ページ記載のとおりです。

提案番号 172 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査内容については、調査書 3 ページ記載のとおりです。

提案番号 173 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、提案番号 174 番との交換によるものです。

調査内容については、調査書 4 ページ記載のとおりです。

提案番号 174 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、提案番号 173 番との交換によるものです。

調査内容については、調査書 5 ページ記載のとおりです。

提案番号 175 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書 6 ページに記載のとおりです。

提案番号 176 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査内容については、調査書 7 ページ記載のとおりです。

提案番号 177 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書 8 ページ記載のとおりです。

提案番号 178 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書 9 ページ記載のとおりです。

提案番号 179 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書 10 ページ記載のとおりです。

提案番号 180 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書 11 ページ記載のとおりです。

提案番号 181 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。

譲受理由は、新規就農によるものです。

調査内容については、調査書 12 ページ記載のとおりです。

提案番号 182 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書 13 ページ記載のとおりです。

提案番号 183 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 14 ページ記載のとおりです。

提案番号 184 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査内容については、調査書 15 ページ記載のとおりです。

提案番号 185 番、申請地及び申請人は議案書記載の通りです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書 16 ページ記載のとおりです。  
なお、提案番号 170 番から提案番号 185 番につきましては、許可相当と判断しております。  
以上、16 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 170 番から 175 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 170 番から 175 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 176 番から 181 番を南部地区担当委員

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 176 番から 181 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 182 番から 185 番までを東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 182 番から 185 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

8番（米岡一利君）

提案番号181番の譲受人の住所が上天草市になっておりますが、耕作は出来るのでしょうか。

○議長（坂本照子君）

廣田委員説明をお願いします。

7番（廣田幸徳君）

現在は、公務員として仕事をされていますが、来年3月に退職され、実家の廣に帰ってきて、農地と宅地を購入して新規就農者として野菜を作付けされる計画です。また、お父さんが農業をされていますので、技術面についても問題はないと思います。

○議長（坂本照子君）

米岡委員よろしいですか。

8番（米岡一利君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。他に発言は、ありませんか。

1番（多久正光君）

提案番号175番の譲受人の住所が熊本市になっておりますが、耕作するために通って来られるのでしょうか。

○議長（坂本照子君）

長曾我部委員説明をお願いします。

4番（長曾我部徹君）

譲受人は、現在、住所地から通って、隣接地でドッグランを経営されておられます。また、従業員も数名いるため、耕作する事については、特に問題はないと思います。芝を植栽される計画です。

事務局（北原薫君）

長曾我部委員の説明に補足します。譲受人は、本年5月頃、今回の申請地に隣接する場所に、農地法第5条による許可を得て、ドッグランの施設を作られました。本申請は、長曾我部委員説明のとおり、芝を植栽される計画でございます。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいですか。

1 番 (多久正光君)

了解しました。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。他に発言は、ありませんか。

○議長 (坂本照子君)

それでは、私から質問させていただきます。提案番号 183 番の譲受人は、外国人の方ですが、作物は何を作られるのですか？

1 番 (多久正光君)

譲受人の方は、10 年位前から、現在の住所地の空き家を購入し、居住しながら民泊施設として、必要な野菜等の食材を作付けされております。今回の申請地は、現地は、遊休農地の状態ですが、解消し、野菜を作付けされる計画です。

○議長 (坂本照子君)

了解しました。

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 92 号は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。  
次に、議案第 93 号を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第 93 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号 13 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金再設定によるもので、10 年の使用貸借権設定です。

調査内容については、調査書の 17 ページ記載のとおりで、許可相当と判断しております。

以上 1 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 13 番を南部地区担当委員

10番(志方精之君)

提案番号13番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長(坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長(坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第93号は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手の数を確認する。)

○議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第93号は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第94号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(北原薫君)

議案94号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号24番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑201㎡を宅地として転用する案件です。

申請地は、平成10年頃から宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査内容については、調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号25番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑988㎡を農業用資材置場として転用する案件です。

申請地は、平成24年頃から資材置場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査内容については、調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号26番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑379㎡を農業用倉庫として転用する案件です。

申請地は昭和50年頃から倉庫として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査内容については、調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準記載のとおりです。

なお、提案番号24番から提案番号26番については、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上、3件です。



○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 24 番を北部地区担当委員

11 番（廣松久喜君）

提案番号 24 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 25 番から 26 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 25 番から 26 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 94 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 95 号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 95 号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号 9 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

当初転用者は個人で、平成 5 年に一般個人住宅建築として許可を受け、造成まで完了しましたが、転勤により事業を中断する事になり、事業の再開が困難になったため事業者を変更するものです。調査内容については、調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、承認相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第96号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第96号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号87番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田4筆系2,331㎡を取得し、ハウス資材置場に転用する案件です。調査内容については、調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載のとおりです。

提案番号88番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑402㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。調査内容については、調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載のとおりです。

提案番号89番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑2筆計1,831㎡を取得し、建売住宅として転用する案件です。調査内容については、調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載のとおりです。

提案番号90番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田1,923㎡を取得し、資材置場として転用する案件です。なお、申請地は既に資材置場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

調査内容については、調査書の32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載のとおりです。

提案番号 91 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 596 m<sup>2</sup>を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。調査内容については、調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載のとおりです。

なお、提案番号 87 番から提案番号 91 番は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

以上、5 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 87 番から 89 番を南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 87 番から 89 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 90 番から 91 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 90 番から 91 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 96 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 97 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第97号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます

提案番号22番から提案番号24番までの申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号24番の調査内容につきましては、調査書36ページ記載のとおりです。

いずれも11月16日に売買会議を開催し、内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第98号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第98号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定4件、その面積は7,011㎡でございます。

提案番号187番の申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、大豆・麦を作付け予定でございます。

調査内容につきましては、調査書の40ページに記載のとおりです。なお、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第98号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第99号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (富田和貴君)

議案第99号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が2件、再設定が3件でその面積は、5,761㎡でございます。

提案番号160番から163番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、160番はイチゴ、161番はスイカ、162番と163番は水稻を作付予定です。

調査内容につきましては、調査書の37ページから39ページ記載のとおりです。

なお、提案番号160番から163番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第99号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

次に、議案第100号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

議案第100号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号37番から提案番号55番までの土地の所在等は、議案書記載のとおりで、農地利用状況調査により、再生困難と判定していただいた分になります。

現地の状況につきましては、別紙2 現地写真の19ページから27ページに掲載のとおりです。

いずれの農地も、農地の形状が悪い、耕作する為の水利がない、農地までの接道等がない等の理由

により、自然発生した雑木等や管理されなくなった孟宗竹等が繁茂している状態で、今後も、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第100号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

#### 4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年10月に届出がありました件数は10件、筆数の合計は23筆、面積の合計は23,631㎡でございます。詳細につきましては、42ページに記載のとおりでございます。

なお、この中で、あっせんを希望されている案件につきましては、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員さんで、農地のマッチングをしていただく事になりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

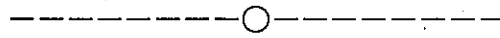
事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第19号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって令和4年第12回総会を閉会いたします。



6.閉会

○限部副会長（限部誠一君）

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

11番 農業委員

廣松久喜

12番 農業委員

田中春雄